

# 会 議 録

## 1 会議名

- ・令和元年度第9回清里区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### 1) 報 告（公開）

#### ○自治・地域振興課報告事項

- ・総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

#### ○総務・地域振興グループ報告事項

- ・地域協議会委員の改選について

### 2) 協 議（公開）

- (1) 令和2年度上越市地域活動支援事業の採択方針等について

- (2) 地域協議会活動報告会の開催について

- (3) 自主的審議事項「空き家対策」について

### 3) その他（公開）

- (1) 令和元年度第10回清里区地域協議会の開催について

- (2) 公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定に係る取組状況について

## 3 開催日時

- ・令和2年1月23日（木）午後3時から午後4時30分まで

## 4 開催場所

- ・清里区総合事務所3階 第3会議室

## 5 傍聴人の数

なし

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委 員：笹川幹男（会長）、古澤文夫（副会長）、上原澄雄、桑原正史、島田敏雄、  
羽深正、古沢義夫、丸山弘子、向橋マチ子、山川正平、涌井博道
- ・事務局：清里区総合事務所：上田所長、浅野次長、関根市民生活・福祉グループ長  
（併教育・文化グループ長 ※以下グループ長はG長と表記）、長澤班長、

8 発言の内容（要旨）

【浅野次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【笹川幹男会長】

- ・挨拶

【上田所長】

- ・挨拶

【笹川幹男会長】

- ・会議録の確認を古沢義夫委員に願います。
- ・次第4報告、(1)自治・地域振興課報告事項について岡村課長に説明を求める。

【岡村課長】

- ・総合事務所の時間外受付の見直し概要等について、資料1に基づき説明する。

【笹川幹男会長】

- ・岡村課長の説明に対し質問を求める。

【向橋マチ子委員】

- ・清里コミュニティプラザは4月から管理人は置かれるのか。

【岡村課長】

- ・コミュニティプラザについては管理人1人を8時30分から22時まで配置することで、今までと変わりはない。

【浅野次長】

- ・場所は今の宿直室と同じ所である。

【羽深正委員】

- ・時間外受付とは直接関係ないが、広報上越の発行についてはどうなるのか。

【岡村課長】

- ・今だと1日と15日の月2回発行しているが、新年度からは月1回、25日の発行となる。4月については、1日と25日の2回発行の予定である。

**【笹川幹男会長】**

・他に質問・意見を求めるがなく、(2) 総務・地域振興グループの報告事項について事務局に説明を求める。

**【浅野次長】**

・地域協議会委員の改選について、資料2に基づき説明する。

**【笹川幹男会長】**

・質問を求めるがなく、報告事項を終了する。

・次第5協議、(1) 令和2年度上越市地域活動支援事業の採択方針等について事務局の説明を求める。

**【長澤班長】**

・採択方針等について、資料3に基づき説明する。

・先回の地域協議会で採択方針案、運用方法案について協議をいただいたが、資料の4ページの下段(5)に配分額を超過した場合の取り扱いについて、継続協議ということで本日、再度協議をいただきたい。

・まず、前回お示しをさせていただいたとおり、今までどおり評点が最下位となった団体から順に補助額を調整することにするのか、あるいは全団体の評点に応じて補助額を調整するのかということであったが、本日提案させていただく内容は、配分額を超過した場合の対応については、その都度協議し決定する。という表現に代えさせていただいた。その理由としては、①募集要項に詳細な内容を掲載してしまうと、それが足かせになってしまい想定外のことも考えられること。②地域協議会委員の皆さんから事業内容の審査をしていただくことから、委員の皆さんから決定していただいた内容について、責任を持って対応していただきたいこと。③採択方針に係る部分の取決めについては、他の自治区では詳細な記載がないことなどが考えられる。

・また、運用方法案の事前相談期間、募集期間の記載については、募集要項に記載されることから、今回の資料から除いてある。

・以上のとおり修正した内容で提案をさせていただいたので、ご協議をお願いしたい。

**【笹川幹男会長】**

・事務局の説明のとおり、先回の地域協議会で意見がまとまらなかった配分額を超過した場合について、今までどおり評点が最下位となった団体から順に補助金額を調整する

ことにするか、配分額を超過した場合は、その都度協議し、補助金額を決定することにするか、この二つの方法について、委員に意見・質問を求める。

**【古澤文夫副会長】**

・今までは細かく記載してあったものを少し余裕を持たせ、柔軟に対応できる内容にしていた方がよい。その都度協議することで良いと思う。

**【上原澄雄委員】**

・よいと思う。

**【島田敏雄委員】**

・ある程度柔軟性があつた方が良いと思う。

**【山川正平委員】**

・4 ページの 2-(4) の所で申請件数が多かった場合、評点に応じた点数に補助率をそのまま掛けた場合、配分額をオーバーする場合は考えられる。ここでは、補助率を補助金希望額に乗じた額とすることで言い切っているの、補助金希望額に乗じた額を基本とするような表現の方がよいのではないか。

**【上田所長】**

・1-(1) の所で審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げると記載されているが、そこから先ほどの、補助金希望額に乗じた額を基本とするような表現とした方がよいと思う。

**【笹川幹男会長】**

・山川委員の言われる 4 ページの 2-(4) の補助率を補助金希望額に乗じた額を基本とする表現でよいか。

(「はい」の声多数)

**【笹川幹男会長】**

・では 2-(4) の補助率を補助金希望額に乗じた額を基本とする表現に修正し、配分額を超過した場合は、その都度協議して補助金額を決定することとする。以上のとおり採択方針の協議結果について、上田所長に報告することとする。

・次に(2) 地域協議会活動報告会の開催について協議を始める。事務局の説明を求める。

**【長澤班長】**

・地域協議会活動報告会の開催について、資料 4 に基づき説明する。

・4年前の平成28年3月に実施しているが、趣旨としては4月に地域協議会委員の改選があるということで、第4期の地域協議会委員の活動内容を地域の皆さんに報告するというものと、令和元年度の活動支援事業の事例発表や次期委員の公募についての説明を行うものである。

・日時と会場であるが、3月6日（金）の午後6時30分から午後8時まで、コミュニティプラザの多目的ホールで開催するものである。地域の皆さんに比較的来ていただきやすい時間帯ということで、平日の夜を設定している。

・内容については、1 開会あいさつで笹川会長よりあいさつをしていただき、続いて2 活動報告の（1）地域協議会の活動報告では古澤副会長から4年間の活動実績について20分程度で報告をしていただく。次に、（2）地域活動支援事業の事例発表では、令和元年度の申請団体の代表から事例発表をしていただく。本来だと実績報告会ということで開催しているが、時間の関係もあり、今回は代表の団体からお願いしたいと考えている。資料では〇〇となっているが、事務局で現在検討している団体は、今年度新規の取組をした梨平町内会のDVD作成事業と、買い物支援を試行されたということでまちづくり振興会にお願いしたらと考えている。委員の皆さんの方で、この団体が良いというのであれば後ほど検討をしていただきたい。

・続いて（3）の令和2年度地域活動支援事業の説明であるが、先ほど決定いただいた採択方針を踏まえて事業の内容の説明をさせていただき、変更点や申請時の注意点などを説明させていただく。

・最後に（4）意見・質問で活動報告会の方は終了とさせていただく。

・引き続き地域協議会委員公募説明会に移らせていただき、最初に1 開会のあいさつを上田所長からしていただき、続いて2 地域協議会委員の公募については、浅野次長から10分程度説明していただき、その後意見・質問とします。

・会の最後に古澤副会長から閉会のあいさつをしていただき、終了とさせていただく。

・最後に活動報告会の周知については、2月15日の町内会長宛の連絡便で裏面のチラシを全戸に配布させていただき、総合事務所だより2月15日号にも掲載する。また、2月後半から3月上旬にかけて広報無線での周知も予定している。

#### 【笹川幹男会長】

・事務局の説明に対し、委員の皆さんに質問を求める。

**【向橋マチ子委員】**

・3月6日（金）の午後6時30分からの準備は、地域協議会委員が早く来て手伝った方がよいのか。

**【長澤班長】**

・今回は事務局で対応したいと考えているが、ご協力いただけるのであれば有難い。

**【古澤文夫副会長】**

・心配なのは人が集まるかどうかである。昨年までは、地域活動支援事業の実績報告会で全団体から発表していただいたが、今回は2団体しかない。委員各位で地域の方に声掛けをお願いしたい。

**【上田所長】**

・2月15日の町内会長便で全世帯にチラシを配布し、たより星のふるさと清里にも掲載したい。また、情報無線でも周知し、2月下旬に町内会長連絡協議会で町内会長にお知らせをしたいと考えている。

**【笹川幹男会長】**

・地域活動支援事業の事例発表の団体については、事務局で検討している梨平町内会、まちづくり振興会の2団体でよいか。

（「はい」の声多数）

・では、資料4のとおり3月6日（金）午後6時30分から活動報告会を開催することとする。

・続いて（3）自主的審議事項「空き家対策」について協議を始める。古澤副会長に進行をお願いする。

**【古澤文夫副会長】**

・自主的審議事項「空き家対策」について、先般町内会長さんからご協力をいただき、お手元に「町内の空き家対策に関するアンケート調査結果について」事務局からまとめていただいた。

・内容について事務局に説明を求める。

**【長澤班長】**

・町内会長に昨年の12月1日付で依頼し、12月13日（金）までに提出をいただき、取りまとめた内容について、説明をさせていただく。

・Q1については、町内会に空き家があるかどうか尋ねたところ、あると回答した町内会は18町内会で、清里区全体の72%であった。また、空き家の件数は全体で53件であった。この数値については、空き家として報告を受けているもので、潜在的にはもっと多くの空き家があるものと考えられる。

・Q2については、Q1で「空き家が①ある」と回答された町内会で、所有者と連絡がとれない、又は所有者が誰かわからないような空き家があるかどうかお聞きしたもので、空き家があると回答された町内会は18町内会あった。そのうち所有者と連絡が取れない、所有者が不明の空き家の件数は3件あった。

・Q3については、Q1で空き家が「①ある」と回答された町内会で、①空き家が適切に管理されている件数、②適切に管理されておらず、町内や周辺住民に迷惑がかかっている件数をお聞きしたもので、空き家が適切に管理されている空き家は53件中43件で、全体の8割となっている。また、町内会や周辺住民に迷惑がかかっている空き家は全体で10件となっている。

・Q4については、Q3で適切に管理されていない場合に、具体的にどのような項目で迷惑がかかっているのかを調べたものである。(複数回答)①空き家の老朽化の進行により、倒壊する等の保安上危険の恐れがあるもの6件、②立木が通行の妨げ、有害動物等が住み着き悪影響を与えているのが6件、③空き家の窓ガラスが割れて、落書き等で周囲の景観を損なっているが4件回答があった。

・Q5については、Q4の項目以外で町内会の空き家で困っていることを具体的に記載していただいたものである。その中で、現在は所有者が管理しているが、将来的には放置されるのではないかと不安が多く寄せられていた。

・Q6については、町内会において空き家の管理に関する取決めや慣例についてお聞きし、空き家の管理料として町内会で徴収している場合、金額をお聞きしたものである。

・町内会費の半額として定めているのが18町内会中4町内会あった。

・町内会の空き家に対しての字費徴収については、それぞれの町内会の規模に応じて異なっていることから、一概には比較できない状況である。

・Q7では移住者や外部人材の受入れに活用できそうな空き家の件数について、お聞きしたもので、活用できる空き家があると回答された町内会が6件で全体の24%、ないと回答があったのは17町内会で68%となっている。また、清里区全体で9件の空き家が活用

することができる」と回答があった。

・Q8については、空き家を活用して移住者や外部人材の受入れについて、町内会の考えをお聞きしたもので、町内会として空き家を積極的に活用し、移住者や外部人材の受入れを積極的に行いたい町内会は5町内会あり、全体の2割となっている。

・Q9については、空き家に関する意見、考えなどの自由記述となっている。

・空き家を解体したいが、経費がかかるため解体できないのが現状としてある。

・解体経費の助成について、行政に求める意見が寄せられているが、個人の財産であるので、どこまで対応できるかが課題として挙げられる。

#### 【古澤文夫副会長】

・事務局で説明をいただいたが、アンケートの内容について皆さんからご意見を願います。また、今後の方向性について清里区地域協議会としてどのように進めていくのがよいかも含めて、委員の皆さんで協議をお願いしたい。

#### 【向橋マチ子委員】

・Q8の移住者や外部人材を受け入れたいという集落は、岡野町、馬屋、梨窪、東戸野、あともう一つはどこだったか。

#### 【長澤班長】

・鶯沢である。

#### 【古澤文夫副会長】

・最終的には、個人の財産なので地域協議会としてどうこうできるのかというところに行き着いてしまうが、今後どのように進めたらよろしいか、委員の皆さんの意見を聞かせてほしい。

#### 【笹川幹男会長】

・空き家になる前に所有者が町内会長に相談するなど、責任をもって処置してくれれば一番よいが、なかなか難しい。私の集落に空き家を市のお願いで空き家バンクに登録していた方がいたので、そういう指導をするというのもよいと思う。

#### 【山川正平委員】

・老朽化が進み通勤・通学路に危険を及ぼす空き家については、所有者にはたらきかけて整備してもらおうよう勧めた方がよいと思う。岡野町にも2件空き家があり、立派でまだ使えるため、市の空き家バンクに登録するように促すなど、空き家を放っておかない



ように勧めてもらいたいと思う。

**【向橋マチ子委員】**

・数年前住民の方に、空き家から枝がかなり垂れ下がっており田んぼをするのに支障が出るとの苦情を聞き、町内会長に所有者の方に管理するようお願いしてほしいと依頼した。当時の会長が懸命にはたらきかけ、所有者の息子が草刈りに来たりしていたが、最近また管理が雑になっている。通学路が危険だと心配である。町内会長は大変だと思うが、所有者に管理についてお願いするようにしてほしいと思う。梨窪は空き家対策について決まりがあると聞いたが、参考にしたらよいと思う。

**【古澤文夫副会長】**

・集落によっては、集落を出る際に更地にしていくなど決まりがあるところもある。

**【羽深正委員】**

・Q2の所有者と連絡が取れない空き家、というところで、個人情報に関係もあるかもしれないが、これらの所有者からは徴税できているのか。

**【上田所長】**

・税に関するデータを基に所有者に管理をお願いしたり、空き家バンクや空き家の除却に関する制度も紹介している。最近では相続放棄をしておき実質的な所有者がいないケースもある。空き家の税情報に関しては見せてもらえることになっているので、所有者が分かるものについては管理のお願いや有効活用について指導させていただいている。

**【古澤文夫副会長】**

・例えば、清里区地域協議会として、空き家対策の相談会を市からアドバイザーを派遣してもらい、開催することも可能ではないかと考える。

・地域に出向いていき、町内会の代表者と空き家についての意見交換をすることも考えられる。

・また、アンケートをせっかくやったのだから、町内会長に対し空き家について今一度集落内で検討してもらおうよう依頼するというのも考えられる。

**【島田敏雄委員】**

・空き家の所有者に家を壊すよう言うと言ったと言いが結局壊さない。なぜそうなるかといえば、家を壊すにはかなりお金がかかるからであり、そこがネックなのだと思う。

**【古澤文夫副会長】**

- ・家を壊せば住宅用地ではなくなり税金が高くなる。面積で減免が変わると思ったが。

**【関根G長】**

- ・200㎡までが評価額に対して6分の1で、それを超えると3分の1の課税になる。非住宅用地になると、評価額の7割の課税になる。

**【山川正一委員】**

- ・空き家の視察で上深沢に行った際、蔦が屋根の上まで這っていた家があったが、隣近所には迷惑であろうと思う。

**【古澤文夫副会長】**

- ・地域協議会として町内会長に対し空き家について話し合ってもらうように働きかけるのがよいと思う。ただ、任期が満了になるので継続審議にして新しい委員に引き継ぐこともできる。

**【島田敏雄委員】**

- ・各町内会で話し合ってもらうほかないのではないか。

**【古澤文夫副会長】**

- ・アンケートで各町内の様子が分かり、それを参考に話し合いができるようになっただけでも良いことなのではないか。行政の方で何か指導はあるか。

**【上田所長】**

- ・私が意見できる立場ではないが、町内会で空き家について検討をお願いしますという文書を出す、集落を出るときは行先や連絡先を知らせてから出るなどである。

**【古澤文夫副会長】**

- ・協議会長名で町内会長宛てに文書を出すこととしたらどうか。

**【長澤班長】**

- ・次期委員で空き家以外の課題も含めて町内会長を対象に地区別の懇談会をやるという案もある。既に町内会長にはアンケートの結果をフィードバックしているため、文書だけ出すのもいかなものかと。

**【上田所長】**

- ・本日出た意見を留めておき、次期委員に引き継ぐというのも一つの方法である。

**【笹川幹男会長】**

- ・継続審議にした方がよいかもしれない。

**【古澤文夫副会長】**

- ・それでは継続審議とし、新しい地域協議会委員に引き継ぐこととしてよいか。

(「はい」の声多数)

**【古澤文夫副会長】**

- ・以上で、(3) 自主的審議事項「空き家対策」についての協議を終了する。

**【笹川幹男会長】**

- ・以上で協議を終了する。

・次第6その他について、(1) 第10回地域協議会の開催については2月26日(水)午後3時からを予定している。

・(2) 公の施設の再配置計画(個別施設計画)策定に係る取組状況について事務局に説明を求める。

**【浅野次長】**

・公の施設の再配置計画(個別施設計画)策定に係る取組状況について、資料6-1、6-2に基づき説明する。

**【笹川幹男会長】**

- ・質問を求めるがなく、その他の項を終了する。
- ・その他、事務局、委員に意見等求める。

**【島田敏雄委員】**

・以前の地域協議会で、京ヶ岳城址の看板の修繕を市に要望を出したところ、修繕は所有者である町内会が行うのが筋であるとの話があったと思うが、坊ヶ池にある東屋と京ヶ岳城址の看板は当時の清里村役場が作ったものであり、やはり市が修繕すべきなのではないか。

**【関根グループ長】**

・先般と同じような回答になってしまうが、文化財関係を所管する文化行政課から方針が出ており、①指定文化財の看板等を新しく設置する場合は、文化財の所有者や管理者が設置者となり、市が費用の75%を支出する補助制度がある。②合併前の教育委員会も含め市の教育委員会では、設置した看板等が破損・倒壊した場合について原則市が修繕を行わないこととなっている。また、③市の教育委員会で設置した看板等について、所有者等から撤去を申し込まれた場合、市で撤去することとなっている。この3項目が原

則となっており、市で新たに看板を設置することは基本的にない。

**【上田所長】**

・ルールと言ってしまうとそれまでなのだが、数が多すぎて全てを修繕しきれないというのがあると思う。ただし、看板等が破損して危険な状態であれば速やかに撤去するというのが現在の市の考え方なのだと思う。担当課には伝えさせていただくが、数多くある文化財の中でここだけ修繕するという話にはならないだろうと思う。修繕とソフト事業を絡めて地域活動支援事業を活用するのも一つの方法かと思う。

**【向橋マチ子委員】**

・年末年始坊ヶ池に行つて看板を探したところ、確かに当時の清里村教育委員会で作った立派な看板があつた。きよさと観光交流協会の惣塚さんは、馬屋の黒保遺跡や荒牧の白看板城址とは違い、京ヶ岳は清里区全体の観光地であり規模も大きいため市が看板の修繕をすべきではないかと話していた。

**【島田敏雄委員】**

・それが今の話で、市ではできないということである。

**【笹川幹男会長】**

・他に意見等を求めるがなく、第9回地域協議会を終了する。

**【古澤文夫副会長】**

・閉会の挨拶

9 問合せ先

・清里区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL025-528-3111(内線225)

E-mail : [kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

・別添の会議資料も併せてご覧ください。